

「道政改革の実施方針」の推進状況

推進状況について

各施策等の推進状況の区分は、次による。

- ・ 「実施済」...施策等が既の実施され、完了している項目
- ・ 「実施中」...施策等が既の実施に移されている項目
- ・ 「検討中」...施策等の実施に向けて具体的な検討を行っている項目

1 政策重視の道政の推進

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(1) 政策の総合調整機能の充実・強化	トップ・マネジメントの強化	1 政策会議等による方針決定の明確化	・庁議や政策会議などの目的や役割を明確化し、重要施策の審議決定場としての機能向上 ・政策会議はスタッフ幹部による協議の場（内部会議）、庁議は幹部（支庁長を含む。）による全庁的な政策協議の場としてテレビ会議システムを利用して実施	実施中（平成11年度～）
		2 支庁政策会議（仮称）、圏域副知事・支庁長会議（仮称）の開催	・支庁政策会議（仮称）の開催～知事、副知事等、支庁長 ・圏域副知事・支庁長会議（仮称）の開催～圏域担当副知事、関係支庁長 ・庁議のメンバーに支庁長及び東京事務所長を加え、テレビ会議システムを利用して全庁的な政策協議の場として開催（H11～） ・圏域副知事・支庁長会議の開催（H9～）～圏域ごとに地域の課題解決等について意見交換	実施中（平成9年度～）
		3 トップ・マネジメントを補佐する体制の整備	・知事的意思決定を補佐する機能の充実強化 ・総合企画部の設置～政策の総合調整部門 ・政策室の強化～広報広聴部門の移管など、トップ・マネジメントの補佐機能を強化	実施済（平成9年度）
		4 道政スポークスマン（仮称）の創設	・道政スポークスマン（仮称）の創設 ・情報提供充実のため政策室に広報課を編入（H9）（H11：広報部門と広聴部門を一体化し、広報広聴課を設置） ・スポークスマン機能を整備・充実（H9～）～部長等による定例的な記者レクチャー等を実施	実施中（平成9年度～）
	政策企画調整機能の強化	5 政策総合調整部門と各部・各支庁企画部門の連携強化	・企画調整会議のあり方の見直し ・各支庁企画部門との連携強化 ・企画調整会議の充実（H8～）～政策調整会議の設置（H11.7.8） ・新たな政策会議への移行（H11～）（再） ・支庁政策検討資料の作成（H9～）	実施中（平成8年度～）
		6 プロジェクトチーム方式の活用等	・プロジェクトチーム方式の活用等による政策開発機能の強化 ・政策検討プロジェクトの設置 H9～検討テーマ25へ拡大 H10～4プロジェクト H11～4プロジェクト	実施中（平成8年度～）
		7 政策開発支援情報ネットワークの整備	・各部等で分散管理している政策情報の一元的管理の検討 ・政策開発支援情報ネットワーク～政策検討プロジェクトチームにおける検討（H8「情報の高度活用研究プロジェクトチーム」） ～庁内の情報通信網を利用した行政運営の基本的考え方等を取りまとめ（H10.1） ～H10.4『行財政情報システム』を導入 ～H11 同システムの本支庁・出先機関への導入促進	実施中（平成10年度～）
(2) 効果的な政策の実施	8 政策の推進管理	・フォローアップを計画的に行い、次の政策や予算に反映 ・新しい総合計画における推進管理手法の改善（H10～） 実績の把握 施策・事業のフィードバック ・施策・事業の進捗よく状況等把握 ・施策・事業の点検・評価 （H12予算編成へ反映） ・政策評価（「政策アセスメント」）の試行（H10） 平成11年度 本格実施	実施中（平成10年度～）	

1 政策重視の道政の推進

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(2) 効果的な政策の実施	9 政策評価手法の研究	・政策目標に対する事業の効率性、有効性等についての分析など、効果的な政策評価手法の研究	・時のアセスメントの実施（H8～） …実施要綱（H9.1縦）に基づき随時施策の再評価 H9.7対象施策選定 H9.12 対象施策追加 11年3月までに9事業全ての方針決定 政策アセスの結果等を踏まえ、必要に応じ追加選定 ・政策評価手法の研究（H9～） 政策検討プロジェクトチームにおける調査・検討 プロジェクトチーム検討結果報告（H11.5） 政策評価（「政策アセスメント」）の試行（H10） 平成11年度 本格実施	実施中（平成8年度～）

2 市町村重視の道政の推進

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(1) 権限移譲の推進	10 市町村への権限移譲	・市町村の意向を十分踏まえ、権限移譲 ・国等に法律等制度改正の働きかけ	・市町村への権限移譲 H9- 1事務 35項目, H10- 6事務 16項目 H11- 4事務 36項目 …道として対応可能なものについて、市町村の意向を踏まえ積極的に移譲 ・国等に法律等制度改正の要望	実施中
	11 支庁等出先機関への権限移譲	・支庁等出先機関への権限移譲 ・特に支庁は総合出先機関として大幅な権限移譲と組織・機能等の充実強化	・権限移譲 ～支庁の体制を考慮しながら順次移譲 EX. 市町村振興補助金（H11～地域政策補助金）の支庁への枠配分の拡大	実施中（平成9年度～）
(2) 市町村との交流・協調	12 支庁市町村長会議（仮称）の設置	・支庁長と市町村長による定期的な意見交換の場を設けるなど政策協議を行う機会の充実	・支庁長と市町村長が、政策協議などを行い、パートナーシップのもとに地域に根差した政策を推進していくため平成9年度に設置。 H9：22回開催 H10：21回開催	実施中（平成9年度～）
	13 市町村との共同政策研究の推進	・支庁と市町村職員がワーキング・グループを設置するなど共同研究機会の充実	・支庁市町村職員共同政策研究会の開催（H10～） H10～68回開催 ・道職員と市町村職員の合同研修の拡充（H8～） ～政策法務研修、課題解決研修の合同開催（H9～）	実施中（平成8年度～）
	14 市町村との職員交流の充実	・互いの協力により、積極的な職員交流の推進	・市町村の意向も踏まえ拡大 H9～市町村への研修期間6ヶ月 1年、相互交流の拡大 H11～相互交流について、従来の役付交流に加え、一般職を対象とし、拡大	実施中（平成8年度～）
	15 道・市町村間の事務処理の改善	・各種会議や照会業務などの効率的、効果的な運用	・事務処理改善への全庁的な取組の促進 『事務改善効率化運動要綱』及び『取組のためのガイドライン』策定（H9.10.31）、申請・届出等簡素化ガイドライン策定（H10.2.17）、実例集の作成・配布（H10.7）	実施中（平成9年度～）

2 市町村重視の道政の推進

項目	推進事項	内 容	実 施 状 況	推 進 状 況
(3) 広 域 行 政 の 推 進	16 地域振興機構(仮称)の設置促進	・道と圏域内の市町村、民間による広域的課題に対応した政策検討、各種加計外等を推進する機構の設置促進	・業務内容や設置形態など基礎的事項の検討 (H8～H9) ・設置に向けた具体的な検討と必要な準備行為 (H10) ・地域振興推進連絡会議の設置(釧路・根室圏)及び既存団体との調整(H10～)	検 討 中(平成12年度以降) 圏域内の行政と民間が一体となった地域振興、新しい総合計画における地域生活経済圏施策の効果的推進のための仕組みづくり等の観点から、そのあり方や業務内容等について十分検討を行い、条件が整った圏域から順次設置に向けた取組みを行う。
	17 広域行政制度の活用	・「ふるさと市町村圏」の選定拡大 ・広域連合制度など広域行政制度の積極的活用	・「ふるさと市町村圏」の選定拡大(H元～) H8選定...札幌圏(札幌市を含む) 残る12圏域について、北海道全域の選定を推進 ・函館圏公立大学広域連合の設置(H9.11) ・空知中部広域連合の設置(H10.7) ・広域行政制度の普及・啓発(シンポジウム、ハンドブック、パンフレット) ・「広域行政相談コーナー」の設置(H9.12) ・「広域行政アドバイザー制度」の創設(H10) ・広域行政体制の整備促進(H11～)	実 施 中
	18 広域的プロジェクトの推進	・地域住民や市町村、民間など地域の創意と主体性を生かした広域的なプロジェクトの推進の支援	・地域プロジェクトに対する支援(H8～9) ・パートナーシップ・プロジェクトに対する支援(H10～) 市町村・民間等が行う事業...地域政策補助金、21世紀のふるさとづくり支援事業費補助金の活用、地方債、ふるさと融資等 道事業の積極的な推進...支庁がつくる政策推進事業(H11～支庁政策推進事業)の実施、重点施策要望への位置づけ等 開発予算要望における国事業の重点要望 プロジェクト検討会の開催等	実 施 中(平成8年度～)
(4) 支 庁 制 度 の 見 直 し	19 「支庁設置条例」の見直し	・設置目的を条例上明確化するなどの見直し検討	・「支庁設置条例」の見直し 地方分権の動向と支庁制度のあり方検討との関連を考慮	検 討 中 (試案策定～平成12年度中)
	20 14支庁体制の見直し	・地方分権の動向や市町村、住民の意向なども十分踏まえながら、所管区域も含め、統合・再編の可能性の検討	・「支庁制度研究チーム」設置(H9.8 関係課長) ～「支庁制度研究結果報告書」...基礎データの収集・整理、基礎調査の実施等の基礎調査研究を踏まえ、支庁制度の現状と課題及び今後の具体的な検討の進め方についてとりまとめ ・「支庁制度検討会議」設置(H10.9 各部次長、副支庁長) ・「支庁制度検討委員会」設置(H11.1 民間有識者)	民間検討委員会が庁内検討組織と連携を図りながら、地域の意向を踏まえ、具体的な検討を進め、2000年度(H12年度)末を目途に新たな時代に対応した支庁制度に関する試案を策定する。

3 変革の時代に対応する組織機構

項目	推進事項	内 容	実 施 状 況	推 進 状 況
(1) 組 織 機 構 の 見 直 し 本 庁	権限移譲に対応した体制の整備 【再掲】	・大幅な権限移譲を進めるとともに必要な組織、機能、財源の充実強化	・約100項目の権限や事務の移譲を行い、社会福祉課等の執行体制を整備	実 施 済（平成9年度）
	21 地域における政策形成機能の充実	・独自の政策立案、調整機能の強化	・地域政策課に政策担当主査を増設 ・観光振興（後志）、産炭地域振興（空知）、領土対策（根室）を地域政策部に移管	実 施 済（平成9年度）
	22 環境行政を総合的に推進する体制の整備	・環境重視型の地域づくりを目的とした環境行政を総合的に推進する体制の整備	・環境生活課を新設、支庁内の環境・自然保護関連業務を集約するとともに保健所から廃棄物関連業務を移管	実 施 済（平成9年度）
	23 支庁と土木現業所及び保健所との連携	・保健・医療・福祉や基盤整備を総合的・一体的に推進するため支庁への統合も視野に、当面、これら機関との連携機能を強化	・地域政策課に主査を増設し、土木現業所、保健所との連携強化 主な連携事業 パートナーシッププロジェクトの作成（H9～） 同プロジェクトの進行管理（H10～） 地域道民円卓会議（H7～）、支庁市町村長会議（H9～） ・支庁への統合については、支庁制度の見直しの中で継続検討	実 施 済（平成9年度） 一部継続検討
	24 地域重視に向けた体制の整備	・地域政策の総合調整部門の強化	・地域振興室の強化～地域政策の窓口の一元化、支庁がつくる政策推進事業（H11～支庁政策推進事業）や共同要求事業の調整セクションの強化、圏域副知事の連絡調整業務（政策室から移管）、圏域副知事・支庁長会議の開催	実 施 済（平成9年度）
	25 保健・医療・福祉部門の体制の整備	・保健・医療・福祉行政を総合的・一体的に推進できる体制の整備	・保健福祉部の新設 ～生活福祉部の福祉部門と保健環境部の保健・医療部門を統合、再編（障害者保健福祉課、高齢者保健福祉課の設置等）	実 施 済（平成9年度）
	26 環境部門の体制の整備	・環境重視型の地域づくりを目的とした総合的な環境政策を推進する体制の整備	・環境生活部の新設～生活福祉部の生活部門と保健環境部の環境部門を統合、再編 環境室の体制の整備～林務部からみどり対策部門を移管するとともに課を再編	実 施 済（平成9年度）
	27 産業部門の体制の整備	・産業部門の一体的な施策の展開を目的とし、部の適正規模や簡素効率化も考慮した、効果的、体系的な体制の整備	・水産林務部の新設～水産部と林務部を統合、再編 ・建設部の新設～土木部と住宅都市部を統合、再編	実 施 済（平成9年度）
	28 各部の企画調整機能の強化	・各部の企画調整機能を高め、政策総合調整部門との連携の強化	・保健福祉部総務課に企画調整室 ・水産林務部に企画調整課 ・建設部に建設企画室を新設	実 施 済（平成9年度）
	29 中間的組織の見直し	・簡素で効率的な執行体制を整える観点から、中間的組織の縮減	・部内室の縮減～31室 24室（7） （廃止9 統合1 新設3）	実 施 済（平成9年度）

3 変革の時代に対応する組織機構

項目	推進事項	内 容	実 施 状 況	推 進 状 況
(1) 組織機構の見直し	30 その他の出先機関 〔道立病院や保健所などの保健医療機関、土木現業所、道有林管理センターなどの事業執行機関、各産業分野の試験研究機関、福祉施設医大などの出先機関の見直し〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情、市町村や民間との役割分担、各機関の横断的連携を考慮しながら、不断に見直し ・ 各機関の業務内容、事務処理方法設置箇所、機構、職員配置等全般にわたる総合的な見直しを行い、簡素で効率的、機能的な執行体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H9～道有林管理センターの機構改正を実施 ・ 平成9年から、出先機関の総合的な見直しに着手～「出先機関の見直しに関する方針」の策定(H10.3) この方針に基づき、H10以降、順次、機構改正を実施 ・ H10...保健所の再編整備(H10.4) ...札幌医科大学大学院保健医療学研究科の開設(H10.4) ・ H11...都市施設事務所の土木現業所への統合 ...研究機関の研究体制の効率化 ...支庁等の内部管理部門の簡素化 	実施中(平成9年度～)
	31 課・係の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総点検結果を踏まえ、事務の廃止縮小、移管、統合を行い、簡素で効果的な体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H9本庁機構改正で2課、21係の縮減 	実施済(平成9年度)
	32 民間能力の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の内容、法令等に適合性、経済性など総合的に検討し、民間の専門的ノウハウの積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託～事務事業点検結果を踏まえて順次委託点検結果13件 うちH9～4件 ・ 「事務事業の民間委託等に関する方針」を策定(H10.3) この方針に基づき、H10以降、全庁的に取り組む ・ H10道路維持等業務及び病院等の医事業務を委託 	実施中(平成9年度～)
33 内部管理事務の執行体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事・給与、予算、物品関係事務等の内部管理事務の集約化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H9本庁機構改正で一部、管理業務専任セクションを企画担当係と統合(旧生活福祉部各課) ・ 内部管理の各部代表課への集約について継続検討 	実施済(平成9年度) 一部不断に検討	
(2) 適正員数管理	34 定員適正化計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員適正化計画の策定と適正な定員管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「職員数適正化計画」の策定(H9.11)～職員数の削減の目標と達成期間を設定 H10～H14までの5か年間で知事部局の職員数の5%を削減目標 	実施中(平成9年度～)
(3) 関与団体等の見直し	35 定期的な総合的な見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置目的等の達成状況、運営状況などの見直し及び改善を要する団体の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関与団体の見直しによる改善を要する団体の指定 ～ H9.3 31団体 H10.2 15団体(うち既指定1団体) H11.1 18団体(うち既指定5団体) ・ 関与団体の運営状況等の把握 ～「関与団体運営指導指針」の策定(H10.5) 	実施中(平成8年度～)
	36 関与団体の設立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性などの厳正な審議検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資団体等総合調整委員会(H6.5)における厳正な審議 H7: 9件 H8: 13件 H9: 7件 H10: 5件 ・ 「道の関与団体の設立及び運営指導等に関する要綱」の見直し ...日常的な運営指導の実施方法の設定、団体見直しの視点の明示など 	実施中(平成8年度～)

3 変革の時代に対応する組織機構

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況	
(3) 関与団体等の見直し	関与団体	37 道職員の派遣	・派遣の必要性や派遣者数など派遣のあり方の検討	・派遣者数を抑制	実施中(平成9年度~)
		38 運営状況などの公開	・関与団体の協力を得ながら公開範囲、内容、方法などの検討	・北海道情報公開条例に基づく「出資法人等情報公開要綱」の制定(H10.4 施行)	実施済(平成10年度)
	附属機関等	39 附属機関等の見直し	・運営方法などの改善、見直し	・附属機関等の見直し(H9実施) 個々の附属機関等について、統廃合や運営改善などについて見直し 廃止・統合の方向で整理...13種類、85機関 ~廃止、委員定数の縮減等及び規定の整備を行うため、「附属機関の整理等に関する条例」を制定(H10.7.1)	実施中(平成9年度~)

4 効果的な予算編成システムの確立

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(1) 政策主導型の予算編成	40 重点政策の展開方針の策定	・予算編成に向けたトップの意思の明確化、施策の重点化を図ることを目的とした重点施策の展開方針の策定	・重点政策の展開方針の策定 ~毎年度、翌年の予算編成に向け「重点政策展開方針」を策定	実施中(平成8年度~)
	41 予算編成における全庁的な政策調整	・新規施策事業をはじめとする重要施策の優先度や方向性等、トップによる全庁的な政策調整の実施	・重点施策事業に関する政策調整 ~政策会議等において、「重点政策展開方針」にそって重要施策事業について優先度や方向性の全庁的な政策調整	実施中(平成8年度~)
	42 政策総合調整部門と財政部門の連携	・重点政策の総合的管理と調整	・政策総合調整部門と財政部門との連携 ~政策主導の予算編成を進めるため、H9年度予算から、一層連携し、重点政策の調整	実施中(平成8年度~)
	43 時限設定と優先度の調整	・施策に時限設定による実施期間の明確化、優先度の調整による施策の重点化	・時限設定と優先度の調整 ~予算編成に当たって、重点施策事業を設定し、一般施策事業と区別するなど施策の優先度を総合的に判断するとともに、5年以内の廃止又は見直し期限を設定	実施中(平成8年度~)

4 効果的な予算編成システムの確立

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(2) 地域の要望の反映等	44 支庁と本庁の政策調整の強化	・支庁政策部門と本庁地域振興部門が連携、地域の予算要望等について、各部と協議、調整、反映	・政策調整・推進の仕組みづくり ～・支庁と本庁の政策検討のリンケージ ・政策立案・形成の場の充実 (EX. 地域道民円卓会議、圏域副知事支庁長会議、支庁政策会議など、いずれも再掲)	実施中(平成8年度～)
	45 支庁企画事業の拡充	・支庁の独自事業(「支庁がつくる政策推進事業」)の充実、支庁と各部の共同企画事業の制度化	・支庁がつくる政策推進事業(H11～支庁政策推進事業) ～1支庁1事業に限定せず必要な予算を確保 ・支庁と本庁の共同要求事業の実施	実施中(平成8年度～)
(3) 予算編成手法の改善	46 予算要求区分等の見直し	・政策的経費と経常的経費など、経費の性格に応じた要求区分とシーリング対象経費の見直し	「予算編成要領」で示達 ・要求書区分の見直し ～重点施策事業費 一般施策事業費 社会資本整備費 ・経費区分の明確化 ～国庫補助事業費、国庫委託・受託事業費など ・シーリング対象経費の見直し	実施中(平成8年度～)
	47 算定方法の見直し	・予算編成の省力化、合理化を目的とする「標準経費」方式への変更	・基礎的な事務的経費については、「標準経費算定調査」により必要額を算定した。なお、H10当初予算では前年度の10%の削減を行い、また、H11当初予算では厳しい道財政の状況を勘案し、さらに10%の削減を行った。 ～各年度の予算編成の際に標準経費の所要額について精査	実施中(平成8年度～)
	48 予算編成作業の平準化	・重点政策の展開方針の策定、新規施策事業等の全庁的な事前調整	・質の高い政策形成と予算編成作業の平準化 重点政策の展開方針(政策会議) 重点政策事業の報告(各部) 全庁的な政策調整(政策会議) 各部の予算要求に反映	実施中(平成8年度～)

5 時代に即した事務の改善効率化

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(1) 道民の視点に立った改善	49 手続きの簡素化などによる住民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可等事務の支庁への移管などによる事務処理の迅速化 ・許認可申請など事務手続の電子化の検討 ・住民の利便性に配慮した窓口事務の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・H9年度～約100項目の権限委譲(再) ・申請・届出等事務手続の簡素化の推進 ～「申請・届出等簡素化ガイドライン」の策定(H10.2.17)(再)及び見直しの実施 ・旅券発給窓口の延長、旅券事務室の狭隘解消(移転:パスポートセンターの設置:H9) 移動窓口の拡充(H9～)(H11現在、北見市、苫小牧市、小樽市、紋別市、名寄市、中標津町) 	<p>実施済(平成9年度)</p> <p>実施中(平成9年度～)</p>
	50 行政情報の提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行政情報の電子化と迅速な情報提供 ・「道民の広場」(仮称)の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種行政情報の電子化促進(H10～) H9...情報共有・提供政策検討会を設置～行政情報提供のあり方の検討 H10...情報化推進委員会に「行政情報共有・提供環境検討プロジェクトチーム」の設置～具体の取組方策の検討 検討結果報告書の取りまとめ(H10.10.30) この報告書に基づき、行政情報の電子化等に取り組む ・「道民の広場」を道政情報へのアクセス手段全体を示す概念として整理、各課において施策を具体化(H10～) ～総務部 <ul style="list-style-type: none"> 行政情報センター等の機能の充実検討 刊行物検索情報のインターネットによる提供(H11.1～) 行政情報センター内に開示コーナーを設置(H11.5～) ～総合企画部 <ul style="list-style-type: none"> 政策情報のネットワーク化、政策情報のインターネット上での紹介等 	<p>実施中(平成10年度～)</p>
	51 地域別政策情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・支庁等出先機関による地域の政策情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「ほっかいどう」に支庁の頁(各支庁1頁)を設け、地域の政策情報を積極的に提供 	<p>実施中(平成9年度～)</p>
(2) 行政運営の効率化	52 各種事務等の情報化と情報システムの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・文書事務の電子化と行政情報の共有化 ・情報システムの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・判例検索の簡易化(H9～)共通例文集の赤れんがネット掲示(H10～) ・「北海道通信機器の利用に係る文書管理の特例に関する規程」の施行(H10.7.31) 起案文書の電子化、電子情報による施行、保存管理のシステム化、電子決裁等は継続検討 ・永年保存文書のマイクロ化の支庁への拡充など(H9～) ・マイクロフィルム的高速検索システムの導入(H9～) ・政策開発支援情報ネットワーク(H10～) (再) ・既存システムの改善～分散型の情報システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> H9...北海道土木工事設計積算電算、建設業者等管理 H10...環境情報システム H11...医療関連業務電算システム、生活保護費決定支給システム、林務工事管理C/Sシステム ・新規システムの導入～最新技術を活用した効率的なシステム化の推進 <ul style="list-style-type: none"> H8...漁獲管理情報 H9...農協経営健全化支援事業 H10...農業農村整備事業総合情報システム 	<p>実施中(平成8年度～)</p> <p>一部継続検討</p>

5 時代に即した事務の改善効率化

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(2) 行政 運営 の 効 率 化	53 情報化に対応した執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンなどの情報機器やLANなどの情報基盤の拡充整備 ・テレビ会議システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・LANの整備～北海道総合行政情報ネットワークを活用(H9～) H9...工事(本庁・東京事務所) H10...工事(支庁・出先機関) H11...工事(部の出先機関) ・パソコンの整備～全管理職及び各係に1台整備 H9...本庁各部各課1台、東京事務所導入 H10...整備完了 ・北海道総合行政情報ネットワークを活用したテレビ会議システムの整備(H9～) H9...機器等の整備 H10.4運用開始 	実施中(平成9年度～)
	54 民間との多様な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウの有効活用 ・プロポーザル方式やコンペ方式の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託～事務事業点検結果13件 うちH9:4件 (再) ・「事務事業の民間委託等に関する方針」の策定(H10.3) (再) ・民間企業等職務経験者の採用(H8～) (再) ・企業等の派遣研修(H8～) H11:17名 (再) ・実務研修生受入れ(H8～) H11:10名 (再) ・プロポーザル方式、コンペ方式の周知徹底(H9～) ～方式採用への配慮について財務会計事務の執行方針へ盛り込み(H9,H10,H11)、各種会議・研修会等における周知 	実施中(平成8年度～)
	55 その他の事務改善	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁権限の下位への移譲や合議等の簡略化 ・職員提案制度等の活性化 ・事務改善運動の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道事務決裁規程等の見直し ～継続して検討 ・職員提案制度の実施 (H9,H10 テーマの設定、提案方法の改善) ・事務改善システムの見直し ・新たな事務改善の推進 『事務改善効率化運動要綱』及び『取組のためのガイドライン』を策定(H9.10.31) 強調期間(H9は11/10-12/10)を定め、取組みの周知徹底 事例集の作成・配布(H10.7) 	実施中(平成9年度～)

6 地方分権の推進に向けた取組み

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
	56 地方分権推進委員会への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲要望項目などの取りまとめと働きかけ 	<p>これまで「地方分権推進の基本的考え方」、「北海道地方分権アピール」、「北海道・分権方社会の実現に向けた要望」など、地方分権についての北海道の考え方を取りまとめ、国などの関係方面に要請 今後も、国の地方分権推進計画の実施や地方分権一括法の施行に向け、必要な意見を地方6団体とも連携しながら国等へ働きかけていく。</p>	実施中(平成8年度～)
	57 国等への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権推進計画の早期策定と計画内容の実現のための速やかな措置についての要望 		
	58 道民の分権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権フォーラムなどの開催による道民の意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム、セミナー等の開催など、普及啓発事業の実施 	

7 職員の政策形成能力の向上

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(1) 職員研修等の充実	59 自己啓発活動への支援	・自己啓発意欲の向上、時間や機会の確保など職場環境の整備	・自主研究グループへの支援制度の改正（H11:36グループ） ・通信教育に対する支援の拡充（H11:122名）	実施中（平成10年度～）
	60 職場研修の充実・強化	・「取扱要領」、指導者用テキストの活用促進、指導者養成の方策の検討	・職場研修取扱要領の改正、職場研修指導者用テキストの作成、公務員倫理に関する特別職場研修の実施 ・職場研修推進員の設置（H11） ・指導者養成研修の充実に向けた検討 ・新たな指導者の養成研修課程創設の可能性検討	実施中（平成9年度～）
	61 研修所研修の充実	・新たな研修課程の導入、問題解決・参加型研修への転換	・民間、市町村職員と14支庁で実施する政策研修（政策課題セミナー）の開催（H8～） ・階層別の政策研修～政策形成、政策形成（H8～） ～課題解決、政策形成（H9～） ・その他の政策研修～政策法務、多階層、国際交流（H9～）	実施中（平成8年度～）
	62 派遣・交流研修の充実	・派遣先の見直し、市町村等との合同研修の充実、外国派遣研修への公募制の導入	・派遣研修の充実（増員）～不断に見直し ・政策課題セミナーの創設（H8）（再） ・自主企画外国派遣研修制度の創設（H9）	実施中（平成8年度～）
	63 自治政策研究センター（仮称）の設置	・研修部門と政策部門との連携により、中長期的課題の政策開発、政策研究などを行う機能を持った「自治政策研究センター（仮称）」の設置	・自治研修所の政策研究機能を強化し、研修部門との連携を図ることとし、平成10年度に「自治政策研修センター」を設置	実施済（平成10年度）
	64 職員参加の推進	・職員からの提案の反映の仕組みづくりについて検討	・政策検討プロジェクト（再） H9～検討テーマ 拡大2 5 H10～4プロジェクト H11～4プロジェクト ・自主研究グループからの提言及び職員提案の施策への反映～報告書の全庁配付、「ほっかいどう政策研究」への掲載	実施中（平成8年度～）
(2) 政策法務能力の向上	65 政策法務スタッフの育成	・意識啓発、政策法務研修の充実	・政策法務の情報紙「ぷらっと法務」の発行（H8～） ・自治政策研修センターにおける政策法務研修の実施（H8～）（再） ・政策法務関連カリキュラムの導入（H8～） ～実践的政策能力、	実施中（平成8年度～）
	66 政策法務に係る体制の強化	・政策法務に係る体制の強化	・「要綱・要領作成の手引」の発行（H8） ・「公示文書作成の手引」の発行（H9） ・政策法務に係る体制の強化 「自治政策研修センター」の設置（H10）（再） ～政策開発・政策研究機能の強化、政策法務研修の充実	実施中（平成8年度～）

7 職員の政策形成能力の向上

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(3) 政策情報共有システム	67 諸計画の総合的管理	・政策開発支援情報ネットワーク整備への取組みの中、各種計画情報の総合的管理について検討	・個別計画の推進管理における関係部局と計画推進室との連携（H8～） ・政策開発支援情報ネットワーク（H10～）（再）	実施中（平成8年度～）
	68 政策調書の作成	・主要な政策について、事業概要など所要の事項を整理し、統一的に管理する仕組みについて検討	・政策情報の管理手法の検討 ～政策情報の共有・公開のシステムづくりについてさらに検討 ・「事業別政策調書」による政策評価の試行を実施（H10） ～調書をインターネット上などで公表 ・政策評価の本格実施（H11） ～予算事業を対象とする「事業評価調書」に加え、総合計画の施策を対象とする「施策評価調書」を作成・公開予定	実施中（平成10年度～）
	69 庁内報による情報の共有	・トップの意思や政策情報などの浸透、庁内における情報の共有化	・全職員配布の情報紙「Be北海道」の発行 ～H9は隔月発行、H10から毎月発行	実施中（平成9年度～）
(4) 人材の活用システム	70 効果的な人事交流の推進	・市町村、国、民間などとの効果的な人事交流の促進	・市町村との交流（再） H11:研修生(期間1年間)17人、相互交流(期間2年間)延べ62人 ・国との交流 H11:国への派遣職員58人(退職派遣40人含む) ・民間との交流（再） H11:企業派遣研修17人、実務研修生の受け入れ10人	実施中（平成8年度～）
	71 地域重視の人事の推進	・本庁・支庁間同等職の異動などを引き続き推進	・本庁・支庁間の同等職異動 ～H11 39人 ・中堅職員の支庁への異動 ～H11 43人（市町村相互交流4人含む。）	実施中（平成8年度～）
	72 人事諸施策の推進	・部を越えた広域異動、課長級昇任試験、自己申告制度、民間企業等経験者採用試験の着実な推進 ・人事評価のあり方の調査検討 ・国籍要件撤廃職種の拡大について検討	・部間交流（H8～、H11:527人） ・課長級昇任試験（H8～） ・自己申告制度（H7～、H10対象者拡大） ・民間企業等職務経験者の採用（H8～）（再） ・人事評価制度（H10～） ・国籍要件の撤廃職種の拡大（H10から実施）	実施中（平成7年度～） 実施済（平成10年度）

8 開かれた道政の実現

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
(1) 情報公開制度の充実	73 情報公開制度の見直し	・情報公開制度の全般的な見直し	・情報公開制度の見直し ～情報公開制度検討会から『北海道の情報公開制度の改善に関する提言』の報告(H9.12)。 『北海道情報公開条例』の施行(H10.4.1～) (道民への周知及び職員への説明の充実(H10～) ～新聞、広報誌等への掲載、リーフレットの配布、職員に対する研修会の実施)	実施済(平成9年度)
	74 文書管理の徹底と効率化	・文書の保存管理の徹底 ・マイクロフィルム化と検索システムの整備	・「知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則」及び訓令の施行(H10.4.1)、説明会の開催 ・「北海道通信機器の利用に係る文書管理の特例に関する規程」の施行(H10.7)、説明会の開催(再) ・永年保存文書のマイクロ化の支庁への拡充など(H9～)(再) ・マイクロフィルム高速検索システムの導入(H9～)(再)	実施中(平成9年度～)
(2) 健全かつ公正・透明な行政運営の確保	75 財政の健全化方針の策定	・道債残高累増を抑制し得るよう全般的に見直し、健全化に向けた具体的な方針の策定	・「財政健全化方針」の策定(H9.8) さらに主要経費別に具体的な方向性を定めた「財政健全化推進方策」を策定(H9.9) 毎年度の予算編成に反映	実施中(平成9年度～)
	76 行政手続制度の充実	・制度の充実及び制度の適切な運用	・審査基準等の設定のための調査 ・各種審査基準等の一元的な管理公開のための調査 ・各種審査基準等の一覧表(冊子)の作成及び公開(H10.3～)	実施中(平成9年度～)
	77 オンブズマン制度の導入検討	・北海道にふさわしい制度のあり方について全庁的な検討組織を設け具体的な検討	・オンブズマン制度の導入検討 ～行政オンブズマン制度検討委員会(9.6.13 次長級) 「行政オンブズマン制度のあり方について」(検討結果報告書)取りまとめ(H10.7) ～制度「素案」の公表(H10.9.25) ～「北海道苦情審査委員に関する条例」の公布(H10.12.17)及び施行(H11.6.7) (道民への周知及び職員への説明(H11～) ～広報誌等への掲載、職員向け説明会の開催)	実施済(平成8年度～11年度)
78 外部監査制度の導入	・法改正の状況を見極めながら、導入に向けた取組み	・H9.6.4 地方自治法改正(H10.10.1施行) ・外部監査制度導入検討会の設置(H9.7.16)(課長補佐級) ・「北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例」、補正予算及び包括外部監査契約議案の議決(H10.10.20) ・条例の公布及び包括外部監査契約の締結(H10.10.26) ～H10テーマ 17基金について 地方競馬特別会計について	実施済(平成10年度)	

9 道民参加の促進

項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
	79 附属機関等の運営基準の整備	・附属機関等の会議、議事録の公開及び委員の選任基準などの整備	・委員の選任基準や会議・議事録の公開等の運営について定めた「附属機関等の設置及び運営に関する基準」を策定(H10.3)	実施済(平成9年度)
	80 地域における参加機会の充実	・地域道民円卓会議の活用、意見交換の場の充実	・地域道民円卓会議の開催(H7~) ・支庁市町村長会議の開催(H9~) (再) ・支庁市町村職員共同政策研究会の開催(H10~) (再) ・「地域政策の進め方」の作成・公表(各支庁毎:H10~) ・副知事の「圏域行政を語る会」の開催(H9~) ・支庁長の広聴活動(H7~) H9...「地域ふれあい懇談会」、「支庁の出前こうちょう」を追加	実施中(平成7年度~)
	81 総合計画の共有化	・道民の意向の反映、市町村との連携	・策定における総合計画の共有化(H8~9) ・推進における総合計画の共有化(H10~)	実施中(平成8年度~)
	82 多様な参加システムの研究	・政策目標や形成段階に応じた参加の手法の研究 ・住民投票制度活用の研究	・各種広聴活動の着実な推進 知事の市町村訪問「ふれあいトーク」(H7~) 「提案の広場」(H8~)、知事の「ふれあい座談会」(S63~H10) ・制度に関する文献や他の自治体の動向に関する資料収集(H9~)	実施中

10 道政情報の積極的な発信

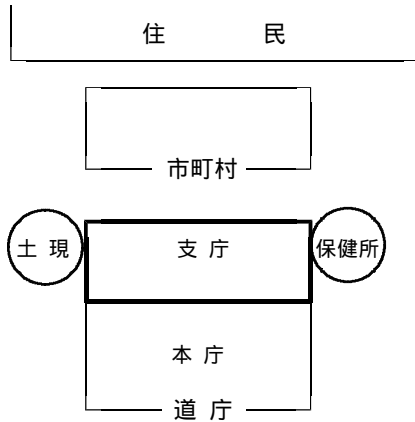
項目	推進事項	内容	実施状況	推進状況
	83 政策広報の充実	・形成過程を含む重要政策や当面する政策課題など道民への情報提供 ・道民意見を取り入れ、広報の充実	・部長等による記者レクチャーの実施(再) ・会議研修等における広報マンの育成及び意識啓発など ・知事記者会見内容のホームページへの登載(H10.12~) ~映像、音声の登載(H11.5) ・知事記者会見の同時中継(総合行政情報ネットワークの活用)(H11.1~)	実施中(平成9年度~)
	84 情報ネットワークを活用した情報の提供	・政策開発支援情報ネットワークの整備への取組みの中、道民への情報提供を検討	・インターネットなどの活用推進 「北海道のホームページ」による情報提供など ~ホームページ作成組織数 本庁70課 出先28機関(うち支庁9)	実施中(平成10年度~)
	85 財政状況の公表の改善	・健全化に向けた取組状況、予算執行状況、財産・債務など分かりやすい公表内容の改善	・「財政状況」の公表内容の改善 「表および図」の見直し(前年度との比較、経年推移など) 財政用語の解説欄 当初及び補正予算(歳出)の内訳について、より具体的な事業を掲載する方法に変更 公営企業会計の決算概要を簡潔に整理	実施中(平成9年度~)

1 - (1) 支 庁 改 革 の 基 本 パ タ ー ン

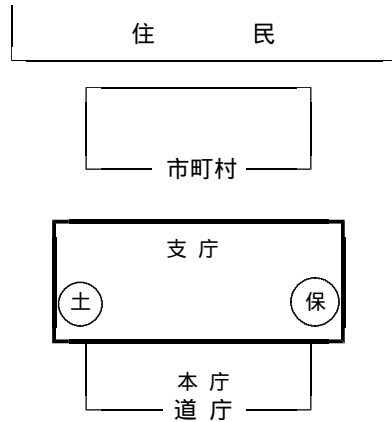
区分 (改革の視点・理念)	基本パターン	概 要	効 果 ・ 影 響 等
群 支庁機能の観点による区分 (地方分権型社会に対応するため、支庁機能の抜本的見直しに視点を置いた改革)	A 『現行体制維持』型	・道政改革等による機能強化に関するこれまでの取組みを充実	道政改革の実施方針に掲げられている支庁機能強化の取組み成果が得られる。支庁改革に対する評価を得にくい。
	B 『支庁統合強化』型	・支庁への大幅な権限移譲や土現等の統合による機能強化された支庁	裁量権を伴う支庁長への権限移譲や土現等の統合により「地域重視の道政の実現」の期待 出先統合に伴う管理部門の効率化
	C 『呷小2極再編』型	・産業経済関連の「経済圏庁」と道民生活関連の「生活支庁」に再編	分権社会におけるきめ細かな道政展開と広域的政策の効率化、本庁のスリム化が図られる。 行政の総合性という点に課題あり。
	D 『中核支庁導入』型	・機能を全支庁同一とせず、取扱分野及び政策の企画、実施により分ける。	総合調整の本庁、政策の企画庁、政策の実施庁など、道の役割分担が明確化する。 道政の多層構造化という批判の声も想定される。
	E 『支庁縮小再編』型	・支庁は、細分化して生活関連のみ担当し、それ以外は本庁が実施する。	産業経済関連は、地域バランス等を加味し全道的な視野で施策展開が可能となり、出先機関に要する経費が不要 生活関連分野は身近となる。
群 支庁組織の性格の観点による区分 (支庁の組織形態に視点を置いた改革)	『出先機関』型	・道行政を地域的に分掌する出先機関	道の行う各施策を一体的に地域で展開できる。出先機関という性格上、機能強化にも一定の限界が存在すると考えられる。
	『道・市町村広域連合』型	・道と市町村により設置される広域連合	独立性を有する自治体として「地域重視の行政の実現」が可能となり、市町村行政の効率化も期待される。 市町村の参加が必要条件
群 支庁区域の観点による区分 (生活圏、経済圏の拡大や地域的つながりを考慮し、支庁の統廃合に視点を置いた改革)	『14支庁維持』型	・支庁の再編・所管区域を変更せず現行を継続するもの	支庁は定着しているため、現行区域等に変更しないとするもの。現行支庁と時代の変化にそごを唱える者からの批判が予想される。
	『6～7支庁再編』型	・道3次長計「地域生活経済圏」を基本に6～7支庁に再編	圏域政策が可能となり、3次長期総合計画と整合性がとれる。簡素効率化が期待。 住民との距離が遠くなるとの批判も予想される。
	『9～10支庁再編』型	・昭和23年検討案又は土現所管区域を基本に9～10支庁に再編	日常生活圏や経済圏の実態を考慮した区域の編成が可能。規模の大小について、適正又は中途半端など様々な意見が想定される。
	『区域部分修正』型	・利便性や日常生活圏等を考慮し、実態にそぐわない区域のみ変更	実態にそぐわないと言われる地域の支庁所管区域を変更することにより、利便性の改善及び地域一体の政策展開が可能。
	『支庁一部統合』型	・支庁再編を前提に、統合の実現性を優先的に考慮するもの。	支庁改革の理念が不透明との批判も想定される。
	『支庁細分化』型	・地域により身近な支庁とするため、20～30支庁に再編	より地域に身近な道(支庁)行政の実現をめざす。支庁数増に伴うコスト増 市町村自立の阻害の要因にもなり得る。
群 支庁制度廃止	『支庁廃止』型	・道本庁と市町村等が直結し、支庁を廃止	支庁分のコスト減 本庁組織の巨大化とともにきめ細かな道政展開が危惧される。 市町村行政の非効率化のおそれあり。

1-(2) 支庁改革のイメージ図

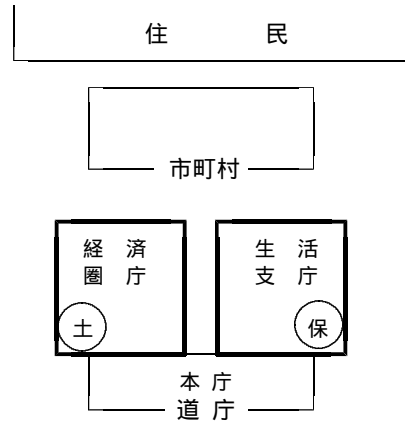
【A- 現行体制維持』型】



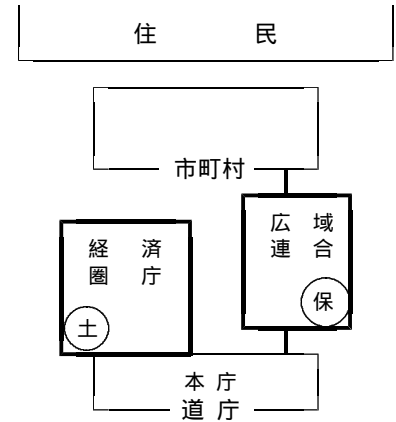
【B- 支庁統合強化・出先機関』型】



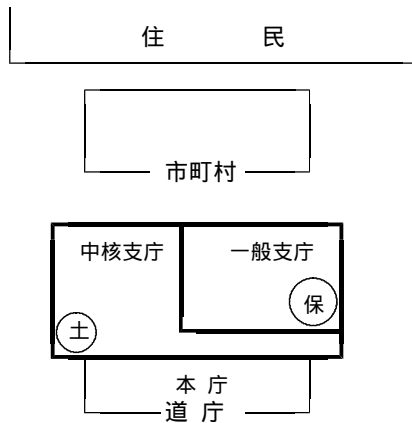
【C- 次小2極再編・出先機関』型】



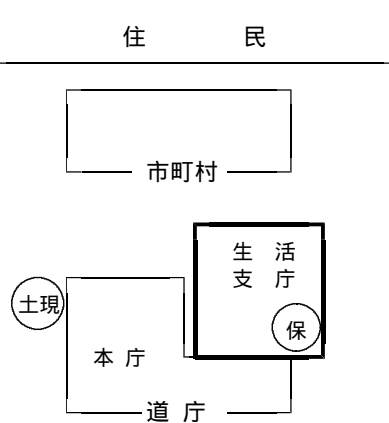
【C- 次小2極再編・広域連合』型



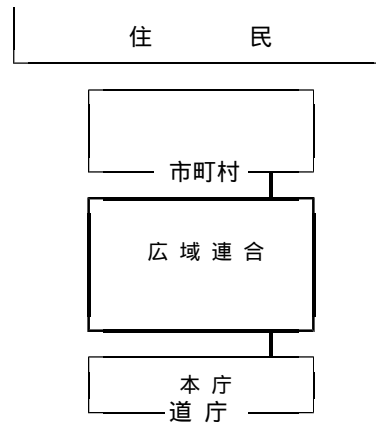
【D- 中核支庁導入』型】



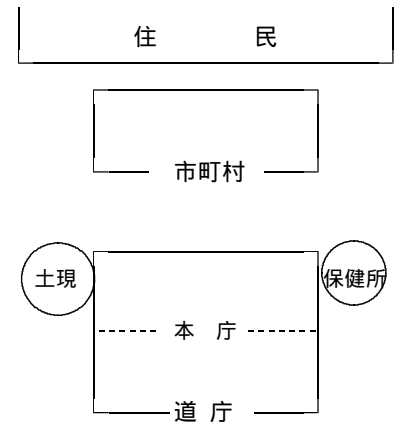
【E- 支庁縮小再編』型】



【 - 道・市町村広域連合』型】



【 支庁廃止』型】

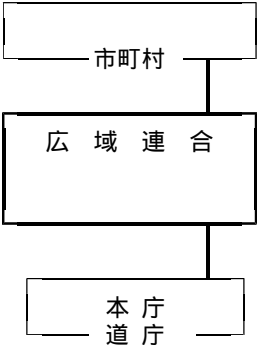
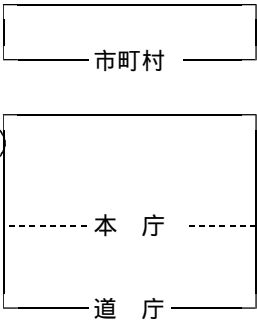


1- (3) 各イメージの概括的な論点

組合せ基本パターン イメージ	イメージの概要	現行との相違点 (道組織)		地域への影響	
		本 庁	支 庁 等	市 町 村	住 民
<p>A- 『現行体制維持』型 住 民</p>	<p>現在までの改革を前提に、これまでの取組み内容をさらに充実させる。</p> <p>区域区分(群)との組合せ</p> <p>14支庁維持型 区域部分修正型</p>	<p>地域に関わる事務等をできるだけ支庁へ権限移譲</p>	<p>現行より一層の地域完結型が求められている。</p> <p>支庁と土現、保健所との連携についてもより一層の強化が求められている。</p>	<p>市町村が求めている地域完結型支庁となるためには、さらなる権限強化が必要。</p>	<p>支庁改革による変化が見えにくい。</p>
<p>B- 『支庁統合強化・出先機関』型 住 民</p>	<p>支庁への大幅な権限移譲や土現及び保健所の統合により機能強化された支庁</p> <p>区域区分(群)との組合せ</p> <p>14支庁維持型 6~7支庁再編型 9~10支庁再編型 区域部分修正型 支庁一部統合型</p>	<p>(権限) 地域に関わる政策は支庁で行うことを基本とし、大幅に権限を移譲。</p> <p>(機能) 道全体の方向性(重点施策等)の決定 支庁間の調整 地域性を伴わない施策の遂行 その他 予算編成、議会対応等</p> <p>(関与) 支庁へ移譲した事務について、本庁の関与は最低限。</p> <p>(職員数) 権限移譲に伴う本庁職員の支庁への移動 (現行 本:支 = 3:2)</p>	<p>(権限) 本庁からの権限移譲と土現、保健所の統合による権限の強化</p> <p>(機能) 広域的地域課題に対する政策主体</p> <p>広域的観点から市町村自立への補完機能</p> <p>(課題等) 地域政策に係る予算要求システムの検討が必要</p> <p>自由度の大きい交付税的な財源導入の検討等 必要により議会への説明</p>	<p>(効果) 支庁で事務が完結することにより、迅速性、利便性が改善</p> <p>本庁や他の出先機関への説明のための出張が不要(減少)となることにより、時間、旅費等が節減</p> <p>(課題等) 支庁の統合等が行われた場合、地域財政、経済への影響が大きい。 (全パターン共通)</p> <p>権限強化により、市町村の道政依存度が高まる可能性がある。 (全パターン共通)</p>	<p>(効果) 支庁で事務が完結することにより、迅速性、利便性が改善</p> <p>支庁の権限強化により、住民の側からも支庁への姿が見えてくることが期待できる。</p>

組合せ基本パターン・イメージ	イメージの概要	現行との相違点(道組織)		地域への影響	
		本 庁	支 庁 等	市 町 村	住 民
C- 吹小2極再編・出先機関型 住 民 	産業経済関連の「経済圏庁」と道民生活関連の「生活支庁」に再編 経済圏庁と生活支庁の業務を明確に分離し、両者との間に上下関係なし 区域区分(群)との組合せ 【経済圏庁】 6～7支庁再編型 9～10支庁再編型 【生活支庁】 14支庁維持型 区域部分修正型 支庁細分化型(20,21,32)	B- パターンの本庁欄に同じ (課題等) 地域における行政組織が2分されることにより、その間の連絡調整システムを整備する必要がある。(予算配分等を含む)	経済圏庁 社会資本整備や産業経済政策を地域完結的に担当 土現を圏庁に統合 広範囲な地域の調整機能をもつ 生活支庁 保健、医療、福祉など道民生活に直接関係の深い事務を担当 保健所を生活支庁に統合(現行保健所に、福祉、環境、税などの事務を付加)	(効果) 住民に関連の深い事務について、身近な支庁として、市町村事務の利便性、迅速性が改善 (課題等) 経済圏庁との距離が遠くなることにより、地域課題に関する圏庁との情報交換が重要。	(効果) 住民に関連の深い事務について、身近な支庁として、利便性、迅速性が改善 (課題等) 厳しい地方財政下で「役所」の数が増えることに対し、住民の理解が得られないおそれがある。
C- 吹小2極再編・広域連合型 住 民 	産業経済関連を道の出先である「経済圏庁」で処理し、道民生活関連を道と市町村による広域連合により共同処理 市町村、広域連合、道の三層構造となる。 区域区分(群)との組合せ 【経済圏庁】 6～7支庁再編型 9～10支庁再編型 【広域連合】 支庁細分化型(20,21,32)	同 上 (課題等) ・本庁と広域連合との調整が必要となる。 (課題等) 経済圏庁と広域連合との調整システムの検討が必要 広域連合の職員の身分上の取扱いや業務内容について検討する必要がある。	経済圏庁(道の出先機関) C- パターンの経済圏庁欄に同じ 広域連合 保健、医療、福祉など道民生活に直接関係の深い事務を道と市町村の広域連合により処理 保健所を広域連合に統合 公選制の導入可能 道、国への権限移譲の要請が可能など 財源の配分など財源確保について検討する必要がある。	(効果) 住民に深い事務について、広域連合のメリットがそのまま効果となる。(地域ニーズを的確に捉えた政策を独立して展開が可能、 (課題等) 市町村の同意と参加が前提 経済圏庁との距離が遠くなることにより、地域課題に関する支庁との情報交換が重要。	(効果) 住民に関連の深い事務について、身近な支庁として、利便性、迅速性が改善 (課題等) 厳しい地方財政下で「役所」の数が増えることに対し、住民の理解が得られないおそれがある。

組合せ基本パターン イメージ	イメージの概要	現行との相違点 (道組織)		地域への影響	
		本 庁	支 庁 等	市 町 村	住 民
<p>D- 『中核支庁導入』型</p> <p>住 民</p>	<p>・機能を全支庁同一とせず、取扱分野及び政策の企画、実施により分ける。</p> <p>区域区分(群)との組合せ</p> <p>1 4支庁維持型 6～7支庁再編型 9～10支庁再編型 区域部分修正型 支庁細分化型(20,21,32)</p> <p>上記のうち、6～10支庁が中核支庁となり、他が一般支庁となる。</p>	<p>B- パターンの本庁欄に同じ</p>	<p>中核支庁 圏域の中核として、大幅な権限のもとで、圏域の総合調整、産業・経済政策、地域振興策の企画立案を中心とした企庁的位置づけ 一般支庁の機能も併置</p> <p>一般支庁 住民、市町村に身近な業務を中心とする実施庁的位置づけ 中核支庁で企画立案された施策の実施 現行「社会福祉課」、「税務課」、「環境生活課」、「保健所」など道民生活や市町村に関係の深い分野の実施</p>	<p>一般支庁のみの管内市町村にとり、権限の大きな中核支庁とのつながりを強めることとなる。</p> <p>中核支庁圏内での市町村間の広域的な連携が図りやすくなる。</p> <p>(課題等) 社会基盤整備や産業政策等について、一般支庁と中核支庁の二層構造による弊害(二重ヒアリング等)を生じないよう検討が必要となる。</p>	<p>(効果) 一般支庁の業務が住民に生活に関連するものが中心となることから、(一般)支庁の仕事の内容がある程度明確になる。</p> <p>(課題等) 住民にとって、大支庁管内か小支庁管内かの差別感を生じるおそれあり。</p> <p>事業者等は中核支庁との関連が多いことから、支庁との距離が遠くなる。</p> <p>住民の側から、支庁改革の効果が見えにくい。</p>
<p>E- 『支庁縮小再編』型</p> <p>住 民</p>	<p>C- パターンの産業経済関連の「経済圏庁」分野を本庁が担当し、生活支庁のみを設置</p> <p>区域区分(群)との組合せ</p> <p>【生活支庁】 1 4支庁維持型 区域部分修正型 支庁細分化型(20,21,32)</p>	<p>社会資本整備や産業経済政策は本庁が担当し、政策の効果的な推進が可能となる。</p> <p>建設、産業経済分野の組織及び権限が巨大化する。</p> <p>(課題等) 災害対策等迅速性を必要とする場合の対応システムの検討が必要。</p> <p>地域的な課題(生活支庁に係る分野を除く)への対応システムを検討する必要がある。</p>	<p>生活支庁 C- パターンの生活支庁欄に同じ</p> <p>(課題等) 産業・経済分野と連携を必要とする地域課題に対し、本庁との協議となるため、地域における道政の総合性、完結性の面で課題となる。</p>	<p>(効果) 住民に関連の深い事務について、身近な支庁として、市町村事務の利便性、迅速性が改善</p> <p>産業・経済分野において、担当が本庁のみとなるため、二重ヒアリング等の問題が解消される。</p> <p>(課題等) 経済分野の担当が本庁のみとなるため、地域課題に関する本庁との情報交換が重要となる。</p>	<p>(効果) 住民に関連の深い事務について、身近な支庁として、利便性、迅速性が改善</p> <p>(課題等) 生活支庁が細分化した場合、厳しい地方財政下で「役所」の数が増えることに対し、住民の理解が得られないおそれがある。</p>

組合せ基本パターン イメージ	イメージの概要	現行との相違点 (道組織)		地域への影響	
		本 庁	支 庁 等	市 町 村	住 民
<p>『道・市町村広域連合』型</p> <p>住 民</p> 	<p>道と市町村の中間に、道と市町村による広域連合を組織化し、独立した自治体として地域課題に対し共同で処理</p> <p>市町村、広域連合、道の三層構造となる。</p> <p>区域区分(群)との組合せ</p> <p>《広域連合の数》 14 (現行支庁) 又は 20 (広域市町村圏)</p>	<p>地域に関わる政策、権限等を広域連合に移譲。</p> <p>(課題等) 権限の移譲先が、道からは独立した団体となってしまうため、移譲の範囲がせばまるおそれがある。</p>	<p>広域連合 国や道の権限移譲を受ける独立した自治体として広域行政を行う。現行支庁機能以上の業務を処理する。</p> <p>(課題等) 国からの権限移譲の受け皿ともなり得るため、道以上の権限をもつ部門も生じる可能性がある。広域連合の職員の身分上の取扱いや業務内容について検討する必要がある。財源の配分など財源確保について検討する必要がある。</p>	<p>(効果) 自らの業務のうち、広域的に処理することが適当な業務を処理できる。</p> <p>単独で処理困難な事業が共同処理により効率的に実施できるようになる。</p> <p>(課題等) 市町村の同意と参加が前提</p>	<p>(効果) 広域連合の長や議会議員の公選も選択でき、より地域に密着した行政サービスを受けることができる。</p> <p>(課題等) 住民にとり、市町村と広域連合の業務の区別がわかりにくくなる。</p>
<p>『支庁廃止』型</p> <p>住 民</p> 	<p>道と市町村が直結するパターン</p> <p>区域区分(群)との組合せ</p>	<p>全道統一的政策は効率的な推進が可能となる。</p> <p>道庁(本庁)組織が巨大化する。</p> <p>支庁を除く各部の出先機関がそれぞれの地域に存在する。</p> <p>地域的な課題への対応システムを検討する必要がある。</p>	/	<p>分権の受け皿として、市町村の広域化など体制強化が求められる。</p>	<p>簡素効率化の観点からの支庁改革の評価は高くなると予想される。</p> <p>(課題等) 住民サービス(窓口、手続等)の確保を検討する必要がある。</p>

支 庁 改 革 の 作 業 マ ト リ ッ ク ス

各パターンの共通事項 (支庁制度改革の前提)

道から市町村への権限移譲 本庁から支庁への権限移譲 本庁機能の純化 支庁機能の充実強化 支庁における市町村、道民参加の推進 コストの削減

項 目	現 状 ・ 課 題	検 討 の 観 点	現行体制		支庁統合強化		大小再編		中核支庁導入		縮小	支庁廃止	
					経済	生活	中核	一般	再編				
			14支庁維持	支庁細分化	14支庁維持	統合再編	統合再編	支庁細分化	統合再編	14支庁維持	支庁細分化	生活支庁	支庁廃止
支 庁 の 体 制	支庁の権限 支庁長権限と裁量権の状況 ・ 支庁長権限は支庁事務の 4 割弱 ・ 裁量権は全支庁事務の 1/4	本庁の権限移譲の受け皿となり得るかどうか。											
		国の権限移譲の受け皿となり得るかどうか。											
		各組織間の役割分担が明確かどうか。(本庁 - 支庁、圏庁 - 支庁など)											
		支庁強化に伴う体制整備 (人員増)が必要か。											
	支庁の財政 支庁独自事業の予算は、道全体 予算の 0.3 %	予算要求システムの変更が必要かどうか。											
		支庁財政担当部局の整備が必要かどうか。											
		支庁長の裁量で施策展開できる財源は必要かどうか。 (交付税的性格の一般財源、圏域ごとの特別会計、総合補助金など)											
	支庁の人事 支庁長を含め、知事部局一括し た人事異動等により配置	支庁長の人事・組織権の付与は必要かどうか。											
		組織の肥大化による職員管理に影響はないか。											
		組織の肥大化による事務処理の迅速性等に影響はないか。											
		職員の地域採用制度は必要かどうか。											
	支庁所在地	現行 14 支庁所在地 3 町 1 1 市	支庁所在地適地の考え方										
			現在所在地の変更の必要性										
	組織の形態	地方自治法第 155 条に基づく道の 出先機関 (条例により任意に 設置)	支庁長の公選制は可能かどうか。										
			チェック機能 (議会等) は必要かどうか。										
			出先機関の統合は必要かどうか。										

項目	現状・課題	検討の観点	現行体制		支庁統合強化		大小2局再編		中核支庁導入		縮小再編	支庁廃止	
					経済	生活	中核	一般					
			14支庁維持	支庁細分化	14支庁維持	統合再編	統合再編	支庁細分化	統合再編	14支庁維持	支庁細分化	生活支庁	支庁廃止
改革	道の政策活動 地域道民円卓会議や支庁市町村長会議など、地域と一体となった政策展開に向け取り組んでいるが、一層、地域課題の把握を積極的に行う必要がある。 市町村との共同政策研究については、一定期間経過後、見直しが必要。 地域課題の対応について、支庁独自事業など、予算や体制の関係上、地域と一体となった政策を展開する上で限界がある。	地域課題を的確に把握できるかどうか。											
		道組織内の調整機能が十分図られるか。											
		市町村間を越える広域的な連携に十分対応できるか。											
		地域課題への対応はどうか。											
		あらゆる地域課題に対し政策の総合的な企画・立案が必要かどうか。											
		特定分野に関する政策の企画・立案が必要かどうか。											
		全道的見地から施策推進が可能かどうか。											
影響	道民・市町村の利便性 道民の直接来庁が多い事務については、移動窓口や市町村等への委託により利便性向上の取組みを実施してきている。 引き続き、どの支庁でも処理できるようにすることやインターネットの活用、郵送受付の拡大など、受付窓口の充実に向けた検討が必要。	住民や市町村にとり利便性が向上するかどうか。											
		距離的に利便性が向上するかどうか。											
		機能面で利便性が向上するかどうか。											
		実態にそぐわない地域の区域見直しの必要があるかどうか。											
		利便性を考慮し、支所等の設置を検討する必要があるかどうか。											
		その他、道民サービスの維持・向上を図るための措置が必要であるかどうか。											
		二重ヒアリング等の問題が解決されるか。											
企業活動への影響		地域から見て、各組織の役割分担が明確になっているかどうか。											
		行政的に定められている営業区域の変更を伴うかどうか。											
議会との関係	現行は、本庁職員が議会对応（本庁参事以上が議会説明員）	企業活動拠点（本社、支社、営業所等）に変更が生ずるかどうか。											
		支庁長等の議会对応が必要となるかどうか。											
		道議会等に、地域の行政執行等に関する新たな委員会等の設置が必要となるかどうか。											

項目	現状・課題	検討の観点	現行体制		支庁統合強化		大小2局再編		中核支庁導入		縮小再編	支庁廃止		
			14支庁維持	支庁細分化	14支庁維持	統合再編	統合再編	支庁細分化	統合再編	14支庁維持	支庁細分化	生活支庁	支庁廃止	
														経済
改革の影響	道議選挙区の影響 公職選挙法の規定により、道議の選挙区は、市と支庁の所管区域とされている。 50選挙区 (14支庁所管区域、26市、10行政区)	現行選挙区に変更が生ずるかどうか。(公選法改正しない場合)												
		公選法の改正が必要かどうか。												
	支庁所在市町への影響	支庁職員の異動に伴う影響が大きいかどうか。												
		・地方財政への影響度(住民税、地方消費税、地方交付税等)												
	地方経済への影響度(消費額、企業の集散等)													
	道職員の影響	道職員の勤務条件の変更の程度はどうか。												
	道民・市町村の参加	地域道民円卓会議、支庁市町村長会議の取り組み及び支庁長の広聴活動等を実施しているが、政策過程における道民参加のさらなる充実が必要。	支庁行政に対する道民参加を図る方策は何か。											
			支庁行政に対する市町村参加を図る方策は何か。											
			市町村職員との人事交流は必要かどうか。											
	費用対効果	改革に伴うコスト	庁舎、公宅等の整備の必要性、程度はどうか。											
防災無線等各種通信システムの整備が必要かどうか。														
市町村の行政経費に与える影響の程度はどうか。														
改革による事業費効果		支庁規模と行政コスト(人件費 事務費)はどうか。												
		事業費効率はどうなるか。												
改革による事務費効果		本庁、支庁の職員数の構成割合はどうか。												
		道職員総数はどうか。												